

は、女たちの法的地位を、モノ、つまり、所有物にまで切り下げてしまった。法学者たちは、女たちの立場にたった場合ですら、その域は、夫と家庭への奉仕にかぎられている。女性に特有の化粧にかかわる規定についてすら、法は、もっぱら男たちの都合と不都合にのみ終始している。原理主義者たちが女たちに押しつけようとしているイスラム法なるものは、イスラムの歴史における慣例と解釈の多様性を極端な一辺倒、排他主義、自主的な道徳をまったく認めようとしないうる狭量によって切り詰めたものである。

イスラム法を支持している伝統主義者、保守主義者、原理主義者たちは、あまりにも女たちを侮蔑している。その一例を挙げれば、女たちの証言は、男たちの半分の価値しかないと見做されているのだが、そうした主張は、コーランのいかなる教義によっても正当化されるものではない。そればかりではない。イスラム法は、女を男の所有物と見做している必然の結果として、放恣な性行為、姦淫、強姦の違いを区別することができない。それ故にこそ、強姦や性的虐待の被害者である女たちは有罪を宣告され、石打ちの刑を宣告されてしまうのだが、この石打ちの刑なるものは、あまりにも常軌を逸している。コーランは、犯罪がいかに凶悪なものであったとしても、それを石打ちの刑によって処罰することを認めてはいないからだ。コーランは、性犯罪については女たちの証言を男たちのそれよりも重視するよう規定しているにもかかわらず、イスラム法廷はそれを無視している。イスラム法を国法と定めている国においては、女たちの地位は、第三階級のそれよりも低い。たとえば、サウディアラビアにおいては、女たちは、男と同伴でなければ外出すら許されていないし、車を運転することもできない。ヴェールで顔を隠すよう義務づけられているのだが、その色は、法によって黒と定められている。熱を吸収する黒は、

◆同性愛

ほとんどのイスラム教徒は、同性愛がコーランによって禁止されていると信じている。だが、コーランは、この問題にはいっさい触れていない。コーランが同性愛に言及しているのは、ソドムとゴモラの物語において預言者ロトの民に下された苛酷な罰の描写の1ヶ所だけである。この罰が同性愛そのものというよりも、「なに事についてであれ、限度を越えたおこない」にたいしてくだされたものであると解釈しているイスラムの学者たちはけっして少なくない。

正統派のイスラム法学の歴史は、ソドミー（同性間の性行為、猥姦、異性間の異常性行為）が性的な罪ではあるが、その罰はそれぞれ異なっているとの見解に合意する傾向を示している。イマーム・アブー・ハニーフアは、同性愛が姦通ほどの重罪ではなく、罰するには当たらないと考えていた。だが、なに事についても極端な見解をもっていたイマーム・マールクは、同性愛が重罪であり、石打ちの刑による死刑を執行しなければならぬと強く主張している。こうした判断は、もっぱら預言者の二つの伝承（ハディース）にもとづいているのだが、その真正さを疑問視している学者はけっして少なくない。いずれにせよ、預言者ムハンマドがソドミーの廉で人を罰した明確な証拠はなに一つとしてない。

宗教上の理由による同性愛にたいする嫌悪と同性愛者の迫害は、イスラム世界においてはごく一般的にみられる風潮である。サウディアラビア、イラン、アフガニスタンにおいては、同性愛者たちは死刑を執行されており、同性愛を重罪と規定しているイスラム国家は、ほぼ十ヶ国を数えている。マレーシアやインドネシアをはじめとする数多くの国々では、ソドミーには長期の禁固刑が科せられている。トルコとエジプトにおいては、同性愛は違法ではないが、エジプトは、パキスタン、リビア、サウディアラビア、マレーシアとともに、二〇〇三年三月に同性愛の男女の権利を保護しようとした国連の試みを挫折させた五